

木庭 顕氏の『法存立の歴史的基盤』に 対する授賞審査要旨

木庭 顕氏の『法存立の歴史的基盤』(二〇〇九年三月、東京大学出版会・以下、「本書」という。)は、同氏自身がその「はしがき」で述べているように、同氏の『政治の成立』(一九九七)、『デモクラシーの古典的基礎』(二〇〇三)に続いて「三部作を締めくくる」一三五八頁の大著であり、古代ローマにおける「政治」と「デモクラシー」の成立が「占有 (possession)」概念によって媒介されつつ、所有権をはじめとするさまざまな「本権」の体系としての法秩序の形成を先導したことを論ずるものである。

およそ所有権とか賃借権とかいった「本権」の有無を問わず、「物」に対する事実上の支配」をひとまず保護する占有訴訟制度は、フランス民法やドイツ民法をはじめとしてローマ法の影響下に編纂された諸国の民法、むしろ日本民法にも受け継がれている。ローマ法学者として多くの卓越した業績を挙げている木庭氏は、まず本書の序章において古典古代の史料の伝える意味を正確に理解するために近世の人文主義におけるヘクリティック(伝承批判)の成果を再吟味

し、古典に接近する自己の「方法」を構築した上で、伝承を含む史料群の分析に分け入っている。本書第Ⅱ章の核を成す『Verinia 伝承』についても、伝承の事件が発生したとされる紀元前五世紀後半よりも後代(帝政を樹立したアウグストゥス時代)の歴史家 Livius と、ほぼ同時代の(小アジアのギリシャ都市ハリカルナッソス出身の)歴史家 Dionysius の、それぞれによる当該伝承の記述の詳細な照合によって「往時の姿における伝承を把握した上で伝承発生を導いた社会関係を推論する」という慎重な姿勢が堅持されており、その姿勢に由来する説得力と構造主義人類学・記号論・神話学といった隣接諸分野の方法の援用とが相俟って、木庭氏がローマ法史学研究に寄与するところは多大である。

こうした「方法」の構築を前提として、木庭氏の研究は「占有」の問題に照準を合わせ、近代における占有 (possession) の保護を問わずばら国家権力へ裁判に委ねるべきものとして占有者の実力行使を極力制限するフランス型および明治維新後の民法編纂時にそのフランス型に倣った「日本型」の占有訴訟制度と、占有 (Besitz) の侵害を違法とした上で占有者の実力行使による反撃を可能な限度で認める「一九〇〇年のドイツ民法典が採ったドイツ型」の占有保護制度の違いの、歴史的な起源についての貴重な示唆を与えるものとなる。すなわち前者が、秩序の維持を国家の独占的な任務とする(近

代的) 国家観の表れと見られるのに対して、後者は、絶対主義による均質化にもかかわらずヨーロッパの近世を通じて維持された身分制的自由 (ständische Freiheit) の名残を留めるもの、いわゆる「旧ヨーロッパ的 (alteuropäisch)」な秩序観の連続性を示すものとして位置づけられる。

しかし、その連続性の始期をさまざまの自立的権力から成るヨーロッパ中世に求めることは容易だが、さらに遡って古典古代における「市民社会」の端緒に求める可能性は、これまで法的見地から取り上げられることがなかったのではないか。木庭氏は占有訴訟の歴史を上記第二章で「Virginia 伝承」に遡って精細に描き出し、そこに見られる裁判の法史的意義を指摘する。同氏によれば、それは既にテクニカルな意味で発達した民事訴訟であって、占有を原理とする訴訟要件の厳格さ、原告・被告の役割分化の厳密さ、処分権主義と弁論主義、in iure (法廷手続) と apud iudicem (審判人手続) の二段階制に、その証左を認めることができる。つまり民事訴訟そのものが、占有原理に導かれつつ出現した、とされるのである。

これを古代ローマにおける「法の形成」という視角から見ると、社会がさまざまな「家政 (Haushalt)」という単位によって構成されるに止まらず、①テリトリー上の「都市と領域」のような二つの政治的分節 (articulation) が上下関係に立ちながらもそれぞれが

「独自の仕方」で屈折させた伝承を有する屈折体 (refracteur) として一定のまとまりを示すものである場合 (木庭氏のいう「二重分節」)、ないし、② Virginia 伝承に見るように或る一つの政治的分節がその内部に「特定の仕方」で屈折された伝承によって特徴づけられる屈折体としての「二つのグループ」を出現させる場合に、①二重分節に生ずる政治的抗争が「政治の成立」と「デモクラシーの古典的基礎」の前提となるのに対して、②或る一つの政治的分節の内部における「屈折体 (refracteur) としての二つのグループ」、Virginia 伝承においては「貴族とその子飼いの者から成る Claudi」という強力なグループ・対・「平民たちから成る強大なグループ」の間で生じた「占有をめぐる争い」が、「信義則 (bona fides)」という儀礼的基盤しか有しなかった空間」における「法存立の歴史的基盤」となる、とされる。法はいまや、(討議に立脚する) 政治と接近したり距離を置いたりしながら優勢を競うのであって、こうした対抗を伴う構造のみが法を支えていくことになる。

木庭氏は以後、第Ⅲ、Ⅳ章において、いわゆる身分闘争、グラックス兄弟の改革とその挫折、同盟市戦争、スラの改革などを経てカエサルの特裁に至る波瀾に満ちた古代共和政ローマの歴史を念頭に置きながら、キケロの諸作品を軸に哲学・文学・歴史・弁論の各分

野に亘る史料の精密な読解によって、占有 (*possessio*) と所有 (*dominium*) がその後如何なる形姿を示し、ローマの政治・社会・経済と如何なる相互作用関係に立ったかに焦点を合わせた壮大な実験的叙述を展開する。

木庭氏の本書『法存立の歴史的基盤』はローマ法史研究の一大業績であるにとどまらず、「占有」概念を中心に西洋の古典古代から中世へ、そして近・現代への、政治秩序・法秩序の展開を描く新たな発端となるべき画期的な業績であり、同時に西洋と日本における権利観念・法観念の比較史的考察に及びうる広い視野を開くものである。日本学士院賞の授賞に値する力作である。